

各 位

会 社 名 株式会社アパマンショップホールディングス  
(JASDAQ・コード番号8889)  
代 表 者 代表取締役社長 大村 浩次  
本 社 所 在 地 東京都中央区京橋一丁目1番5号  
問 合 せ 先 常務取締役 石川 雅浩  
T E L 0 3 - 3 2 3 1 - 8 0 2 0

## 当社子会社の全部取得条項付普通株式の取得による非公開化 及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社連結子会社の株式会社AS-SZKi(JASDAQ コード 1995、以下「AS-SZKi」といいます。)は、平成 23 年 1 月 25 日開催の取締役会において、別添資料「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」のとおり、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下「本件スクイーズアウト」といいます。)につきまして決議(以下「本決議」といいます。)いたしましたのでお知らせいたします。これに伴い、AS-SZKiは平成 23 年 4 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。なお、本決議は平成 23 年 3 月 22 日開催予定のAS-SZKi臨時株主総会及び種類株主総会において、本件スクイーズアウトに関する議案が承認されることを条件とするものであります。

### 記

#### 1. 非公開化の理由

平成 19 年 6 月 1 日付当社プレスリリース「子会社の合併効力発生並びに子会社の上場維持について」にて公表のとおり、AS-SZKiは現在、大阪証券取引所の定める上場廃止基準(JASDAQ における有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 9 号 a)に則り、「新規上場審査基準に準じた審査を受けるための猶予期間」(以下「本猶予期間」といいます。)に入っております。本猶予期間は平成 23 年 3 月 31 日までであり、本猶予期間内において、上場審査基準に準じた審査に適合した場合は、その時点で本猶予期間を解除されますが、当該猶予期間が終了した時点で上場審査基準に準じた審査に適合していない場合は、その翌日(平成 23 年 4 月 1 日)から監理銘柄に割当てられることとなっております。

当社及びAS-SZKiとしましては、当社とAS-SZKiとの親子関係を解消し本猶予期間内に上場審査基準に準じた審査に適合する方策について協議して参りましたが、不動産業界を取り巻く経営環境としても当社グループが保有するAS-SZKiの株式又はAS-SZKiグループの事業を承継する潜在的買主の探索は困難であったため、AS-SZKiとしましては、かかる当社グループ全体を取り巻く厳しい経営環境等に照らし、本猶予期間内に当社及びAS-SZKiとの親子関係を解消する現実的な可能性は低く、本猶予期間内に上場審査基準に準じた審査に適合することが最早困難であると判断し、少数株主に不利益を及ぼす事態を回避するための方策を検討した結果、本件スクイーズアウトを実施することが最善の選択であるとの結論に至ったとのことです。AS-SZKiの親会社である当社としましては、支配株主として、また当社自身の株主保護の観点から本件スクイーズアウトの実施の適否について慎重に協議・検討した結果、本件スクイーズアウトを実施することが当社の株主の利益にも資するとの結論に至りました。

また、AS-SZKiの今後の建設事業について、本日以降可及的速やかに(最も遅い場合でも平成 24 年 3 月末日までに)、建設事業を創業家一族等又はその一部の設立する会社等に承継する(以下「本件事業承継」といいます。)ことを予定しております。AS-SZKiは、本件事業承継が実施されるまでは当社グループの一員として引き続き現経営陣の下で事業運営を継続する方針であり、本件事業承継の実施と同時に、承継される建設事業と引き換えに、創業家一族等が本件スクイーズアウトにより保有することとなる当社の株式の全てをAS-SZKi又は当社が取得する(以下「本件株式取得」といいます。)ことを予定しております。なお、当社は、AS-SZKi及び創業家一族等との間で、本件事業承継及び本件株式取得の内容及び方法を定める法的拘束力のある合意の締結に向けて、本日以降誠実に協議を進めていくことを合意しております。

なお、詳細につきましては、本日付AS-SZKiの別添資料「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式

の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

<別添資料>

AS-SZKi開示資料(平成 23 年1月 25 日付)

「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」

2. 今後の見通し

本件スクイーズアウトに伴い、本件スクイーズアウトにより減少する少数株主持分の金額が、当社持分増加相当分の取得原価を上回る事から、負ののれん 624 百万円を計上し、同時に一括償却となることより負ののれん償却額(特別利益)として 624 百万円を平成 23 年9月期第3四半期連結決算に計上する見込みです。

当該特別利益の発生に伴う当社の平成 23 年9月期連結に与える影響については、第1四半期以降の業績、その他の要因等を含め精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上



平成 23 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社AS-SZKi  
代表者名 代表取締役社長 千葉慎二  
(JASDAQ・コード1995)  
問合せ先 専務取締役 木下義治  
TEL055-971-3040

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 25 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成 23 年 3 月 22 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社の自己株式取得のための当社定款の一部変更について

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）

###### (1) 変更の理由

平成19年6月1日付当社プレスリリース「合併の効力発生ならびに上場維持のための今後の対応について」にてご報告申しあげましたとおり、平成19年6月1日付で効力が発生した当社と株式会社ASNアセットマネジメント（当社の親会社である株式会社アパマンショップホールディングス（以下「ASHD」という。）の子会社）との合併により、当社は現在、大阪証券取引所の定める上場廃止基準（JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第9号a）に則り、「新規上場審査基準に準じた基準（以下「上場審査基準」といいます。）に適合しているかどうかの審査（以下「上場審査」といいます。）を受けるための猶予期間」（以下「本猶予期間」といいます。）に入っております。本猶予期間は平成23年3月31日までであり、本猶予期間内において、上場審査基準に定める条件に適合した場合は、その時点で本猶予期間を解除されますが、本猶予期間が終了した時点で上場審査基準に定める条件に適合していない場合は、その翌日（平成23年4月1日）から監理銘柄に割当てられることとなっております。

かかる状況の中、当社は、当社株式の上場を維持すべく、本猶予期間に入ったのち、上場審査基準に定める条件に適合するための準備に着手したところ、ジャスダック証券取引所（当時）から、平成19年10月29日付をもって、「中核的の子会社の上場に関する証券取引所の考え方について」が公表され、いわゆる親子上場に関する取扱いについての見解が明らかにされました。「中核的の子会社の上場に関する証券取引所の考え方について」によれば、事業ドメイン（事業目的・内容・地域等）が極めて類似している子会社や、親会社グループのビジネスモデルにおいて非常に重要な役割を果たしている子会社、親会社グループの収益又は経営資源の概ね半分以上を超える子会社など、いわゆる中核的な子会社の上場適格性については、各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、上場審査基準に定める条件への適合性を慎重に判断することとされており、上場審査においても、かかる考え方の趣旨を踏まえて当社株式の上場審査基準に定める条件への適合性が判断されることとなります。

この点、当社は、ASHDの中核的な子会社に該当すると考えられるため、上記要素を総合的に勘案しつつ上場審査基準に定める条件に適合するための方策を検討した結果、上場審査基準に定める

条件に適合し、当社株式の上場を維持するためにはASHDとの親子関係を解消することが必要であると判断し、ASHDとの間で、親子関係を解消すべく資本政策の変更を含め協議を重ねてまいりました。しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発したいわゆるリーマンショックを契機に当社を含むASHDグループ全体を取り巻く経営環境は一変し、アセットマネジメント事業の大幅な縮小や、ASHDグループ全体の事業再構築を進める中での有利子負債の削減等、ASHDグループ全体の事業の建て直しを中心的課題として取り組まざるを得ない状況が続き、今日に至っております。他方、不動産業界を取り巻く経営環境としてもASHDグループが保有する当社の株式又は当社グループの事業を承継する潜在的買主の探索は困難であったため、当社としましては、かかるASHDグループ全体を取り巻く厳しい経営環境等に照らし、本猶予期間内に当社及びASHDとの親子関係を解消する現実的な可能性は低く、本猶予期間内に上場審査基準に定める条件に適合することが最早困難であると判断した次第であります。

当社としましては、このような当社が上場廃止となる状況の中、少数株主に不利益を及ぼす事態を回避するための方策を検討してまいりました。

そして、当社は、ASHDとの協議・検討の上、以下の①から③の手続により、ASHD並びに有限会社菊物産、千益不動産株式会社、千葉慎二氏、鈴木菊三郎氏、及び鈴木紀子氏（以下「創業家一族等」と総称します。）のみが当社の株主となる取引（以下「本件スクイーズアウト」といいます。）を実施することといたしました。

すなわち、当社は、本件スクイーズアウトを実施することによって当社の少数株主に不利益を及ぼすことの有無につき、法務アドバイザーである須藤・高井法律事務所による助言、支配株主であるASHDとの間に利害関係を有せず、かつ、当社株式を保有していない当社取締役小澤芳幸氏及び社外監査役鈴木周男氏によって平成22年12月27日に組織された独立委員会による意見その他諸々の分析を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件スクイーズアウトを行うことが、当社の少数株主に対して投資回収の機会を与えることになるため、当社の少数株主の利益に資するとの結論に至っております。当社は、ASHD及び創業家一族等との間で、当社が本件スクイーズアウトを実施することについて合意しております。

なお、今後の当社の建設事業について、当社は、本日以降可及的速やかに（最も遅い場合でも平成24年3月末日までに）、建設事業を創業家一族等又はその一部の設立する会社等に承継する（以下「本件事業承継」といいます。）ことを予定しております。当社は、本件事業承継が実施されるまではASHDグループの一員として引き続き現経営陣の下で事業運営を継続する方針であり、本件事業承継が実施されるまでの間、創業家一族等には当社の株主として当社の株式を保有していただき、本件事業承継の実施と同時に、承継される建設事業と引き換えに、創業家一族等が本件スクイーズアウトにより保有することとなる当社の株式の全てを当社又はASHDが取得する（以下「本件株式取得」といいます。）ことを予定しております。なお、当社は、ASHD及び創業家一族等との間で、本件事業承継及び本件株式取得の内容及び方法を定める法的拘束力のある合意の締結に向けて、本日以降誠実に協議を進めていくことを合意しております。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本件スクイーズアウトを実施することといたしました。なお、本件スクイーズアウトが実施されることとなった場合には、後に詳述しますが、当社は整理銘柄に割当てられたのち、上場廃止となる予定であります。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、

以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.000002876株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものいたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、当該取得の対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.000002876株の割合をもって交付いたします。なお、ASHD及び創業家一族等以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が取得することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に62円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

定款一部変更の件Aは、本件スクイーズアウトのうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

## （2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものいたします。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とする。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は5,499万株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)は1万株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1, 000株とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主</u>（以下「<u>A種株主</u>」という。）又は<u>A種種類株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>A種登録株式質権者</u>」という。）に対し、<u>普通株式を有する株主</u>（以下「<u>普通株主</u>」という。）又は<u>普通株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。）に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円</u>（以下「<u>A種残余財産分配額</u>」という。）を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数</u>は、1, 000株とし、<u>A種種類株式の単元株式数</u>は、1株とする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u></p> <p>第17条の2 <u>第12条、第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

### (1) 変更の理由

定款一部変更の件Bは、定款一部変更の件Aでご説明した本件スクイーズアウトのうち②を実施するものであり、定款一部変更の件Aによる変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種類株式を0.000002876株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、ASHD及び創業家一族等以外の各株主様に対して交付されるA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生日は、平成23年4月28日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を0.000002876株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件Aでご説明申しあげましたとおり、当社としては、本件スクイーズアウトが、当社の事業継続に不可欠であり、当社の少数株主の利益にも資するとの結論に至ったことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本件スクイーズアウトを行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件Aでご説明した本件スクイーズアウトのうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき設けられるA種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に

対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.000002876株の割合をもって交付するものいたします。前記のとおり、ASHD及び創業家一族等以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が取得することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に62円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.000002876株の割合をもって交付するものいたします。

### (2) 取得日

平成23年4月28日といたします。

### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案及び定款一部変更の件Bに係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## III. 上場廃止について

本臨時株主総会において定款一部変更の件A、定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成23年3月22日から平成23年4月22日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年4月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

## IV. 本件スクイーズアウトの日程の概要（予定）

本件スクイーズアウトの日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成23年1月25日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日公告	平成23年1月26日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成23年2月10日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成23年3月22日（火）



種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成23年3月22日（火）
整理銘柄への指定	平成23年3月22日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成23年4月22日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成23年4月23日（土）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成23年4月28日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成23年4月28日（木）

#### V. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱの全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は支配株主との取引等に該当します。当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要な取引については取締役会決議により行うなど、少数株主への不利益を与えないよう対応することとしておりますが、本取得を行うに際しても、かかる指針に適合するよう以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本取得の公正性を担保するために、当社及び当社の支配株主であるASHDから独立した第三者算定機関として株式会社プルートス・コンサルティング（以下「プルートス・コンサルティング」といいます。）を選任し、当社普通株式の株式価値の分析業務を委託しました。なおプルートス・コンサルティングは、当社の支配株主であるASHDとの間で現在利害関係を有しておりません。

プルートス・コンサルティングは、当社普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、当社から将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けております。

その結果、当社は、平成23年1月24日付でプルートス・コンサルティングから株式価値算定書を取得いたしました。当該株式価値算定書によると、プルートス・コンサルティングが算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- ・ 市場株価法による算定レンジ : 51円～54円
- ・ DCF法による算定レンジ : 58円～67円

市場株価法では、平成23年1月24日を基準日として、前日終値、算定基準日以前の直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の市場株価の終値平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。また平成22年11月9日に業績予想の修正が公表されていることから、当該業績予想修正公表日の翌営業日である平成22年11月10日から評価基準日までの期間の株価終値平均値も採用して算定をおこなっております。

DCF法では、当社の事業計画（本日付で公表した五期建設の持分の一部譲渡を含みます。）に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、当社普通株式の1株あたりの株式価値を58円～67円と算定しております。

なお、プルートス・コンサルティングは、下記意見書作成において実施した事項を除き、当社普通株式の株式価値算定にあたり、公開情報及び当社から提出を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自でそれら情報の正確性及び完全性について検証を行っておりません。

当社は、プルートス・コンサルティングより、上記の株式価値算定書に加え、平成23年1月24日付で、本件スクイーズアウトの際に当社の株主の皆様へ最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格について、62円という価格は、一定の前提条件の下に、ASHD及び創業者一族等以外の当社の一般株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、当社は、本件スクイーズアウトを行うことに関して、当社の支配株主であるASHDと利害関係を有せず、かつ、当社株式を保有していない当社取締役小澤芳幸氏及び社外監査役鈴木周男氏によって組織された独立委員会から、平成23年1月25日付で、上場廃止を避けることが困難な状況下にある当社において、当社の少数株主に投下資本回収の機会を与え、不利益を被らせないためであること、本件スクイーズアウトの際に当社の一般株主の皆様へ最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については

独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングの当社株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社が当社少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと等から、少数株主の利益保護という点でも問題はないと判断する旨の意見を入手しております。

さらに、当社は、利益相反を回避するための措置として、当社取締役のうち、本件スクイーズアウト後も当社の株主となるASHDの代表取締役、取締役をそれぞれ兼務している大村浩次氏及び石川雅浩氏、並びに本件スクイーズアウト後も当社の株主となる、当社代表取締役である千葉慎二氏は、当社取締役会の本取得に関する審議及び決議には参加しておらず、大村浩次氏及び石川雅浩氏は当社の立場においてASHDとの協議・交渉に参加しておりません。また、当社監査役のうち、ASHDの監査役を兼任している淵ノ上邦晶氏は、同様に利益相反防止の観点から、当社取締役会の本取得に関する審議には参加しておりません。

さらに、本件スクイーズアウトに係る決議を行った本日開催の当社取締役会においては、大村浩次氏、石川雅浩氏及び千葉慎二氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した当社取締役の全員一致で決議が行われております。また、当該取締役会には、淵ノ上邦晶氏以外の当社監査役全員が出席し、いずれも本件スクイーズアウトの実施につき異議がない旨の意見を述べております。

加えて、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである須藤・高井法律事務所の法的助言を得ております。

以 上